

『デジタル人材育成のための「実践の場」開拓モデル事業（ユーザー企業モデル）』

企業募集要項

1. 事業目的

企業のDX推進のためには、企業内にDXを推進する人材が必要ですが、こうした人材は座学講座だけでは育成できず、実践の場を通じて経験を積むことが必要とされています。このため、厚生労働省は、IT以外の産業分野においてDX導入を検討する中小・中堅企業を募集します。IT企業・コンサル等からDXに精通した指導者をアドバイザーとして送り出し、DX導入の「実践の場」でプロジェクトの支援を行い、社内の人材育成を実施し、その効果・課題等を把握し、より効率的・効果的な支援の在り方を検証します。

2. 応募条件及び資格

本事業において、DXに精通した指導者（以下「アドバイザー」という）を受け入れる企業（以下「対象企業」という）を募集します。

※募集数：60社程度（プロジェクト実践型：20社、DXツール導入型：40社）

（1）対象となる法人

本事業の申込日において、日本国内に拠点を置き、以下のいずれかに該当する法人であることとします。

- 中堅企業 または 中小企業（中小企業基本法上の定義に基づく法人）
- 中小企業等協同組合法に基づく組合

※ただし、組合については以下の条件をすべて満たす場合に限りします。

- ①当該組合が事業主体として実質的に機能していること。
- ②人材育成の対象となる従業員や体制（事務局等）が適正に存在すること。
- ③組織単位で具体的なDXの取り組みが実施可能であること。

（2）対象外となる法人・団体

上記（1）に該当する場合であっても、以下のいずれかに当てはまる場合は本事業の対象外となります。

①特定の組織形態・公的性質を持つ法人

- 医療法人、社会福祉法人（介護事業所等）
- 特定非営利活動法人（NPO法人）
- 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人
- 学校法人、宗教法人、政治団体
- 有限責任事業組合（LLP）
- 公的機関（地方公共団体等）

②実質的に大企業の支配下にある法人（みなし大企業）

- 大企業が発行済株式総数・出資総額の1/2以上を保有している
- 複数の大企業が発行済株式総数・出資総額の2/3以上を保有している
- 大企業の役員または職員を兼ねている者が、役員総数の1/2以上を占めている

③ 実質的な活動実態がIT企業と認められる法人

- 産業分類に関わらず、実質的な事業内容や活動実態がIT企業（システム開発、ITコンサルティング、ソフトウェアの提供等を主たる事業とする法人）であると認められる場合

④営利企業としての実態が確認できない法人

- 信用金庫等において、営利企業としての実質的な活動実態（一般的な事業会社と同等の事業運営等）が確認できないと事務局が判断した場合

（３）支援コース別の参加要件

以下の要件に則り、支援コースを決定します。支援コースは事務局との協議の上確定いたしますので、ご希望に添いかねる場合がございます。あらかじめご了承ください。

支援コース	対象企業の要件
プロジェクト実践型	DX推進の方針はあるが、実践において困難に直面している情報システム部門を有する中堅企業または中小企業(※)
DXツール導入型	DXツールを導入・見直すにあたって人材育成を必要とする業務部門を有する中小企業

※中小企業基本法上の「中小企業」がプロジェクト実践型に応募する場合、事前に厚生労働省との協議・承認が必要となります。

（４）本事業に係る協力・同意事項

本事業ではアドバイザーの供給により企業の人材育成を実施することによる効果・課題の分析・検証を行うため、以下の事項に主体的に取り組めることを応募の条件とします。

①潜在的な課題の掘り起こしへの協力

既に明確になっている課題への対応だけでなく、専門家（アドバイザー）との対話を通じて、自社では気づきにくい経営課題の棚卸しや、デジタル活用の新たな可能性を共に探り出すプロセスに、主体的な立場で取り組むこと。

② プロジェクト推進担当者のアサイン

アドバイザーと共にプロジェクトを推進し、実務スキルの習得を目指す担当者（1名以上）の選定・アサインすること。

③各種アセスメント・アンケートへの回答

モデル事業としての効果検証のため、事業開始前後における事務局指定の「DXアセスメントツール」への入力、および定性アンケートやヒアリングに回答・協力すること。

④成果報告・情報公開への同意

企業名が特定されない形での事例公開（※機密情報は除く）や、成果報告書作成へ協力をすること。

（５）選考除外条件

以下のいずれかに該当する場合は、選考の対象外（または採択取消）となります。

- 上記「（４）本事業に係る協力・同意事項」のいずれかに同意いただけない場合。
- 法令等もしくは公序良俗に違反する場合、またはその恐れがある場合。
- 暴力団員または暴力団関係者との関係を有している場合（反社会的勢力の排除）。
- 税金の未納（国税・地方税）、破産・更生等の手続き中、または過去に公的支援で不正行為があった場合。
- その他、本事業の趣旨に照らして事務局が不適切と判断した場合。

３．募集期間

令和8年6月15日から令和9年10月31日まで

※申込受付及び審査を順次実施し、選定いたします。

※ 60件（プロジェクト実践型：20件、DXツール導入型：40件）程度のマッチングが決定次第、募集を終了します。

４．応募方法

以下のURLから申込フォームにアクセスし、必要事項を入力のうえご応募ください。

URL： <https://staging.jissen-no-ba-dx.mhlw.go.jp/entry/>

※支援コース決定後、本事業への申込書を提出いただきます。

５．スケジュール（予定）

令和 8 年 6月15日 募集開始、随時マッチング及び契約手続き

令和 8 年 8 月頃～ 随時アドバイザー伴走開始～随時終了

令和 9 年 10 月末 募集締め切り

令和10年 3 月31日 事業終了

６．支援内容

本事業において、対象企業等に対し、以下の支援を実施します。

（１）マッチングに係る支援

- マッチング準備として対象企業の状況をヒアリングし、人材育成・DX推進の両面から課題及び業務設計の切り出しについてアドバイスを行います。
- 専門家（アドバイザー）の視点から、さらなる業務効率化や付加価値向上につながる新たな可能性の発見や、潜在的な課題の棚卸しを行います。

- アドバイザーと共に事務局が、対象企業社員がどのような業務を通じてスキルを習得するか計画（所定の様式による「実践の場実施計画書」）の策定をサポートします。

（２）「実践の場」による人材育成

- ２．（３）で選択した支援コースに基づき、高度な専門性を持つアドバイザーが対象企業のプロジェクトに参画し、OJT形式で対象企業社員を直接指導します。
- アドバイザー人件費について、以下の範囲を支援します。人件費については事務局からアドバイザーに支払うため、対象企業がアドバイザーに対して支払処理を行う必要はありません。（上限を超えるアドバイザー人件費は企業様負担となる可能性があります。）

コース	金額	期間・稼働時間
プロジェクト実践型	1時間あたり最大 27,500円（税込）	・ 6～12か月 ・ 合計288時間まで
DXツール導入型	1時間あたり最大5,500 円（税込）	・ 3か月程度 ・ 合計144時間まで

- 「実践の場」実施中は毎月面談を行い、取組状況の確認や今後の取組の方向性等の助言を行います。

（３）人材育成目標の設定と進捗管理

- 本事業では、支援期間終了後に自走できる体制を構築するため、対象企業は具体的な人材育成目標を設定いただきます。目標の設定は、アドバイザーが貴社の実態に合わせて、最適なゴールを共に検討し、目標達成をサポートします。
- 社内の人材が目指すスキルの目安として、アドバイザーの助言があれば、実務の各工程を自力で進められる状態（ITスキル標準「ITSS」レベル2相当）を想定しています。また、プロジェクト内容に関連する資格の取得を目標に組み込むことを推奨しています。
- アドバイザー及び事務局が作成する「実践の場実施計画」に基づき、事務局が定期的な進捗確認を行います。
- 毎月の面談にて、振り返りとアドバイザーの受入れにより得られた成果やノウハウの活用方法等の助言を行います。
- 上記２．（４）で実施する調査等により、本事業を通して得られたメリットの可視化、効果検証を行います。

7. 留意事項

- 応募にあたりご提供いただく個人情報を含む応募情報は、厚生労働省及び運営事務局にて、本事業の実施にあたって必要な範囲にて共有、利用されます。応募情報を事前の承認なく厚生労働省及び運営事務局以外の第三者に提供することはありません。

- 本事業の実施継続が不適切であると厚生労働省が判断した場合には、途中で辞退していただく場合がありますのでご注意ください。
- 旅費・交通費、ソフトウェアライセンス費等については支援の対象外になります。

8. お問い合わせ先

デジタル人材育成のための「実践の場」開拓モデル事業（ユーザー企業モデル）事務局
（株式会社みらいワークス）

URL： <https://www.mirai-works.co.jp/>

E-mail： jissen-no-ba-dx@mirai-works.co.jp

TEL：03-5860-1835

※本事業は、厚生労働省より株式会社みらいワークスが受託し運営しております。